令和８年（フ）第３８０２号
大阪府東大阪市御厨南３丁目１番52号　スワンハイツ　605号
債務者　嶋田美輪子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２０号
大阪市平野区長吉長原西２丁目６番８―410号
債務者　北口加代子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４２号
大阪市東淀川区西淡路１丁目11番10―302号、前住所大阪府泉南市信達市場346番地の２
債務者　仲　　航
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７５号
大阪市港区池島３丁目１番２―502号
債務者　本間　孝枝
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２７号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番２―1010号
債務者　山下由加里
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１０３号
大阪市西成区花園南１丁目10番７―803号
債務者　松本　博明
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１４６号
大阪市平野区喜連７丁目４番２―709号
債務者　羽場由紀子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９２号
大阪市平野区平野本町１丁目７番23号　富士ハイツ　56号、前住所金沢市横山町８番23号（アップルハウス兼六園・102号）
債務者　中嶋　大策
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２２５号
大阪市住吉区南住吉３丁目９番17号　ナーシングリハビリホーム神楽、前住所大阪市住吉区苅田３丁目８番18号　早川マンション201号
債務者　松田紀美子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６２０号
神戸市垂水区瑞ケ丘６番27号　瑞ケ丘フラッツ102号
債務者　大石　雅敏
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４１号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地　27号棟402号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺岩山1056―３
債務者　金田　翔平
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７６号
神戸市兵庫区西上橘通１丁目４番21号　ハーヴィス神戸401
債務者　からから屋尼崎店こと　杉岡　　隆
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９号
島根県出雲市知井宮町1869番地２
債務者　矢野　美鈴
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第３１８号
岡山市東区古都南方2893番地123
債務者　笠原　那音
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８３号
岡山市南区泉田三丁目３番13号　プリーマ泉田103、旧住所岡山市東区浅川431番地１
債務者　𠮷方　凌也（旧姓山本）
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８号
長崎県長崎市御船蔵町１番54号　コーポハーバーイン御船蔵201号
債務者　田島　美香
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係